

◎広島地方裁判所規程第一号

広島地方裁判所事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十二日

広島地方裁判所

広島地方裁判所事務処理規程の一部を改正する規程

広島地方裁判所事務処理規程（昭和四十九年広島地方裁判所規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中第四号を削り、第五号中「第一号、第二号及び前号」を「第一号及び第二号」に改め、第五号を第四号とする。

第七条第一項中「前条第五号」を「前条第四号」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

【機密性2】

広島地方裁判所長

内

藤

裕

之

◎東京地方裁判所規程第一号

常置委員及び所長代行者の選出方法及び任期に関する規程の一部を改正する規程

常置委員及び所長代行者の選出方法及び任期に関する規程（昭和五十七年六月十七日東京地方裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「期日、投票所及び投票時間」を「投票期間及び投票方法」に改め、同条第二項中「期日」を「投票期間初日」に改める。

第五条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 投票に関する事務は、総務課長が掌る。

第六条第一項中「投票は、」の次に「投票期間内に、」を加え、同条第二項を削る。

第七条を削る。

第八条第一項を次のように改め、同条第二項中「、投票所に」を削る。

開票は、投票期間終了後直ちに選挙長が行う。

第八条を第七条とし、第九条から第十二条までを一ずつ繰り上げる。

第三条第二項中「第九条第二項」を「第八条第二項」とする。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十条」とし、同条第二項中「第九条第二項」を「第八条第二項」とし、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第十六条中「第十二条」を「第十一条」とし、同条を第十五条とする。

附則第三項中「第十条第二項」を「第九条第二項」とする。

附 則

この規程は、令和七年六月二十四日から施行する。